

大田市告示第 1 1 号

大田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成 2 7 年大田市告示第 1 4 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

大田市長 楫野弘和

別表第 2 に次のように加える。

災害時 放課後 児童ク ラブ利 用料支 援事業	国事業実 施要綱に 規定する 災害時放 課後児童 クラブ利 用料支援 事業	令和 6 年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等した場合等において、放課後児童クラブが保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助 1 支援の単位当たり月額 2 8 0, 0 0 0 円	災害時 放課後 児童ク ラブ利 用料支 援事業 の 実施 に 必要 な 経 費
--	--	---	---

附 則

この告示は、令和 6 年 2 月 2 8 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。